

Instagramで早良区の魅力を投稿しよう！

さわらアンバサダー 2025 大募集！！

活動
期間

2025.4.1(水)～2026.03.31(火)

活動内容

早良区内のおすすめスポットなどを撮影した写真や動画を自身のInstagram公開アカウントで投稿してください。

募集人数

50人 ※選考による登録数が50人に達し次第応募受付は終了。

登録要件(どちらも満たす人)

- (1)早良区が好きで、早良区公式Instagram (f.sawaraku) をフォローしている。
- (2)フォロワー数が100人以上で早良区の魅力を積極的に配信できる

応募方法

区公式アカウントにDMでお申し込みを。

活動特典

投稿数等に応じてポイントを付与し、ポイント上位者から賞品をプレゼント！

詳細は募集要項をチェック！！

お問い合わせ

早良区役所企画課

TEL:092-833-4307

FAX:092-846-2864

Follow me !



区公式Instagram



早良区HP

さわらアンバサダー2025 募集要項

1 目的

区は、早良区の魅力を広く発信するため、「さわらアンバサダー(以下「アンバサダー」という。)」を募集します。

2 募集人数

50人

3 登録要件

以下の項目全てに該当する Instagram 公開アカウントのユーザー（企業を除いたグループ・個人に限る。）から早良区総務部企画課（以下「事務局」という。）が選考し、アンバサダーに登録します。

(1)早良区が好きで、早良区公式 Instagram アカウント (@f.sawaraku。以下、「区公式アカウント」という。) をフォローしている人 ※早良区外に住んでいる人も応募できます。

(2)応募時点でのフォロワー数が 100 人以上で、2026 年 3 月 31 日までの間アンバサダーとして早良区の魅力を積極的に発信できる人

※活動開始時点（アンバサダー登録時）で 18 歳未満の場合は保護者の同意を得てください。

4 応募方法

さわらアンバサダーに応募する旨を記入し、区公式アカウントに DM で申し込んでください。

5 選考・結果

フォロワー数や過去の投稿内容などを基準に事務局で選考を行い、区公式アカウントから DM にてお知らせします。

6 活動内容

(1)活動期間は 2025 年 4 月 1 日以降、アンバサダーに登録されてから 2026 年 3 月 31 日までの期間とします。

(2)早良区内のおすすめスポットなどを撮影した写真や動画を、自身の Instagram 公開アカウントで投稿してください。投稿は、「#さわらアンバサダー2025」を記し、区公式アカウントをタグ付けしてください。

※投稿する写真や動画はアンバサダー自身が撮影したものに限りません。(著作権等については注意事項を参照。)

(3)以下の項目に該当する投稿には、指定ハッシュタグ及び区公式アカウントのタグ付け削除を依頼する場合があります。

①早良区に無関係のもの

②営利目的での投稿と判断されるもの

③上記のほか、早良区の魅力発信という目的にそぐわないと事務局が判断したもの

7 活動の特典

(1) 早良区の魅力発信の活動に対し、投稿件数に応じてポイントを付与し、上半期（2025年4月1日～9月30日）、下半期（2025年10月1日～2026年3月31日）ごとのポイント上位者から賞品を贈呈します。ただし、各期の投稿件数が5件以上の人を対象とします。

8,000円相当 若干名、5,000円相当 3人程度、3,000円相当 7人程度

※賞品発送は日本国内に限らせていただきます。

(2) ポイントは投稿数に応じて付与します。また、追加でポイントを付与することがあります。

<ポイント追加付与の例>

①15秒以上の動画

②事務局が指定するテーマに沿った投稿

イベントや自然、季節など、事務局がテーマを指定します。テーマは随時、Instagramのグループチャット機能を利用してお知らせします。

③区公式アカウントにピックアップされた投稿

魅力的な投稿は区公式アカウントにピックアップし、二次投稿します。

<ポイント付与の対象外となるものの例>

①指定のハッシュタグが付いていないもの

②区公式アカウントをタグ付けしていないもの

③同じ内容で複数投稿されたもの

④上記のほか、早良区の魅力発信という目的にそぐわないと事務局が判断したもの

(3) 上半期と下半期のポイント上位者には、各期の終了後に区公式アカウントからDMを送ります。DMに記載した期限までに返信が無い場合は特典を無効とします。

8 その他

(1)本事業への応募をもって、この募集要項及び別紙注意事項に同意したものとみなします。

(2)本事業は、令和7年度予算の成立を前提とします。

(3) アンバサダーから得た個人情報は、事務局が管理し、事務連絡や賞品発送等の目的にのみ使用します。

(4)この要項に定めるもののほか、事業の実施に際して必要な事項は事務局が決定します。

(5)やむを得ない都合により事前に通知することなく、本事業を中止または変更することがあります。

9 事務局・問い合わせ先

早良区総務部企画課 広報相談係

TEL:092-833-4307 FAX:092-846-2864

MAIL: sawara-yokatoko@city.fukuoka.lg.jp

【注意事項】

○区広報への協力について

- ・アンバサダーのアカウント名を区公式アカウントで紹介させて頂くことがあります。
- ・投稿作品について、区の広報のため、区公式アカウントのほか、市ホームページや広報誌、印刷物等に無償で二次使用することがあります。また、二次使用に際し、必要な範囲で変更を加えることがあります。

○アンバサダーの責務について

- ・投稿する写真や動画に使用する映像や音楽は、著作権処理が必要ないものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- ・作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害が無いよう、承諾を得た上で投稿してください。権利侵害が生じた場合、アンバサダー本人の責任と負担で解決するものとし、福岡市（以下、「本市」という。）は責任を負いません。
- ・本市は、アンバサダーの事故・トラブルの責任は一切負いません。アンバサダーが自己の責めの帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

○禁止事項

- ・以下の項目に該当するアカウントは登録できません。登録後に判明した場合は登録を抹消します。また、登録が抹消となった場合は、登録時に遡りポイントは無効となります。

- ①法律等に違反する、または違反する恐れがあるもの
- ②個人、企業、団体などを中傷するものやプライバシーを侵害するもの
- ③肖像権や著作権等の第三者の権利を侵害するもの
- ④企業や商品などの宣伝、政治や宗教、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
- ⑤公序良俗に反するもの
- ⑥福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者が管理者であるもの
- ⑦その他事務局が不適切と判断したもの

○その他

- ・本事業は Instagram が後援、支持、または運営などに関与するものではなく、本事業の運営に関し、Instagram は一切の責任を負いません。
- ・募集要項の他、Instagram の規約を遵守してください。